9月1日～10月31日は「動物の飼い方マナーアップ強化期間」
9月20日～26日は「動物愛護週間」です

気づかないうちにご近所に迷惑をかけていませんか。

最近、夜間に犬を放すことにより近隣住民の敷地にフンをしているなどという苦情が寄せられています。

ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。みんなが動物好きとは限りません。マナーを守って飼いましょう。

○犬の飼い主の方へ

◇散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。

◇飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけないようにしましょう。

◇生後3カ月以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

◇死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。

◇迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札を付けましょう。

○猫の飼い主の方へ

◇他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。

◇繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

◇迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫へのエサやりについて

無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけではなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

■問い合わせ　生活衛生課
☎0820（79）1010

つつじ墓園使用のご案内

周防大島町共同墓地『つつじ墓園』の使用を希望される方は、使用許可申請が必要です。使用許可申請をする場合は、次のことに留意してください。

■申請者の資格

次の（1）～（3）のいずれかに該当する方

（1）町内に住所を有する者
（2）町内に本籍を有する者
（3）町長が特別の理由があると認めた者

※町外居住の場合は、管理人の選任が必要です。

■所在地および使用料

○所在地
周防大島町大字西三蒲1267番地1

○墓所の面積
1区画
約1・5m×1・5m（縁石を含む）

○使用料（永代）
18万円（1区画）

○管理料（永代）
2万円（1区画）

※許可の際に納付していただきます。

■申請方法

各総合支所・生活衛生課に備え付けの墓所使用許可申請書を提出してください。

■注意

町では、石材業者の指定はしていません。また、石材業者等による申し込み代行はできません。
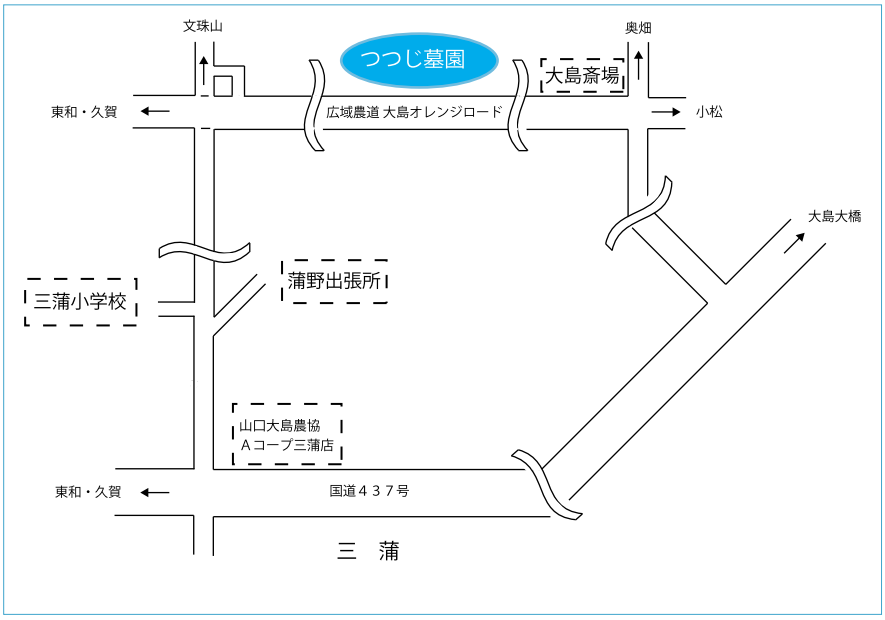
■問い合わせ　生活衛生課
☎0820（79）1010